

(4) 階段通路誘導灯

ア 設置箇所

(ア) 階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。(4.(2).エに定める部分を除く。)

(イ) 設置緩和

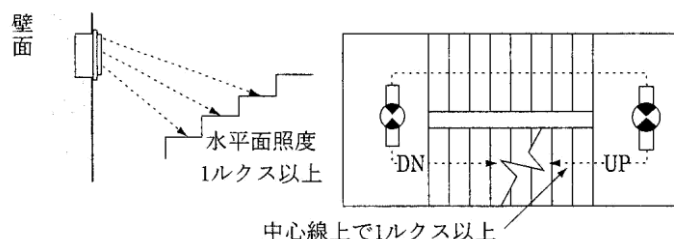
次のいずれかに該当する場合は、政令 32 条を適用し階段通路誘導灯の設置を要しない。

- a 外光により避難上有効な照度が得られる屋外階段(ただし(1).ア.(イ).a.(a)又は(b)に掲げる防火対象物を除く。)
- b 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放階段
- c 政令別表第 1(6)項二に掲げる防火対象物で日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度が得られる階段
- d 政令別表第一に掲げる防火対象物のうち、個人の住居に供する階段

イ 設置要領

(ア) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあつては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が 1ルクス以上となるように設けること(第 19-36 図参照)。

(イ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。◆



第 19-36 図 階段通路誘導灯の設置例

(5) 客席誘導灯

ア 設置箇所

(ア) 客席誘導灯は、政令別表第 1(1)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16)の 2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。

(イ) 次のいずれかに該当する場合は、政令第 32 条を適用し客席誘導灯の設置を要しない。

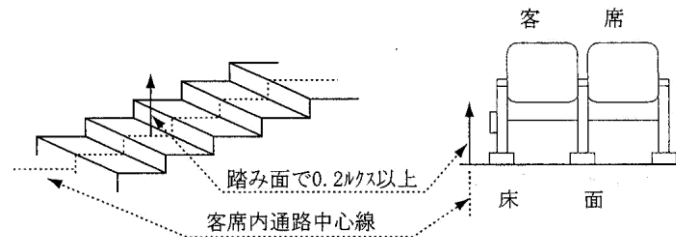
- a 外光により避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分
- b 避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分
- c 移動式の客席部分で、非常電源が確保された照明により避難上有効な照度が得られる部分

※ 自動火災報知設備の火災信号により、点灯するものにあつては、5 に準じて消灯することができる。

イ 設置要領

(ア) 客席誘導灯の客席における照度は、客席内の通路の床面における水平面で 0.2ルクス以上あること。

(イ) 客席内通路が階段状になっている部分にあつては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、必要な照度が得られること(第 19-37 図参照)。



第 19-37 図 客席誘導灯の設置例

- (ウ) 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあつては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。
- (エ) 原則として、床面から 0.5m 以下の高さに設けること。
- (オ) 客席誘導灯（電源配線も含む。）は、避難上支障とならないように設置すること。
- (カ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。◆
- (6) 表示複合型誘導灯
表示複合型誘導灯の設置箇所及び設置要領は、(1)、(3)及び(4)の例によるほか、その標識灯の表示内容は、避難誘導効果を阻害しないものであり、公共的なものであること。また、避難の方向性が相反しないものであること。◆
- (7) 灯火を内蔵した標識板（以下「標識灯」という。）と並列設置される誘導灯
標識灯と並列設置される誘導灯の設置箇所及び設置要領は、(1)、(3)、(4)及び(6)の例によるほか、次によること。
※並列設置とは標識灯とは、標識灯を誘導灯の短辺に接して設置することをいう。
ア 標識灯に使用される色は、概ね「緑色」又は「赤色」以外のものであること。
イ 標識灯の表示面の平均輝度は、誘導灯の表示面の平均輝度以下であること。
ウ 標識灯の電源回路は、誘導灯の電源回路と別回路とすること。
- (8) 誘導標識
ア 設置箇所
(ア) 避難口に設ける誘導標識は、省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に掲げる避難口の上部等に設けること。
(イ) 廊下又は通路に設ける誘導標識は、廊下又は通路及びその曲り角の床又は壁に設けること。
イ 設置要領
(ア) 避難口又は階段に設けるものを除き、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が 7.5m 以下となる箇所及び曲がり角に設けること。
(イ) 多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けること。
(ウ) 誘導標識の周囲には、誘導標識と紛らわしい又は誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。
(エ) 誘導灯と併設する場合の誘導標識は、努めて畜光式誘導標識を用い、誘導灯設置付近等の床面に設置すること。ただし、床埋込形の通路誘導灯を設置した箇所を除く。◆
(オ) 誘導標識は、容易にはがれないよう接着剤等で固定すること。
※ 扉、床等に塗料を用い、誘導標識の基準に順じ表示したものにあっては、誘導標識として取り扱うことができる。◆
- (9) 特殊場所に対する基準の特例
冷凍庫又は冷蔵庫（以下「冷凍庫」という。）の用途に供される部分については、次の基準により政令 32 条を適用し、誘導灯の設置を緩和することができるものであること。

ア 次のいずれかに適合する場合は、冷凍庫の出入口に設ける避難口誘導灯を設置しないことができる。

(ア) 冷凍庫内における各部分から最も近い出入口までの歩行距離が 30m 以下である場合
 (イ) 誘導標識の出入口であることを明示することができる表示及び緑色の灯火（設置環境温度に適するもの）が設けられ、かつ、冷凍庫内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置又は付属する照明により十分な照度が保持できる場合

(ウ) 通路部分の曲折点が 1 以下で、当該曲折点から誘導標識等の出入口であることを明示する表示及び非常電話源を付置した緑色の灯火（設置環境温度に適する）を容易に確認できる場合

イ 冷凍庫内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。

6 誘導灯の消灯

(1) 誘導灯を消灯できる防火対象物又はその部分は、次のとおりとする。

ア 無人の防火対象物

(ア) 休日、夜間等において定期的に無人の状態が繰り返される防火対象物（警備員、宿直者等によって管理を行っているものは無人とみなす。）

(イ) 無人倉庫等

イ 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所 外光により誘導灯を容易に識別できる（以下「有効外光状態」という。）部分

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所

(ア) 政令別表第 1 (1) 項及び(8) 項に掲げる防火対象物、同表(16) 項に掲げる防火対象物の(1) 項及び(8) 項の用途に供される部分並びにこれらに準ずる部分のうち、通常の使用状態において特に暗さが要求され、かつ、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがある劇場、映画館、プラネタリウム等の用途に供される場所

(イ) 舞台等の演出効果のため、一時的（数分程度）に消灯する必要がある部分

(ウ) 通常の使用状態において常時暗さが要求される遊園地のアトラクション等の用途に供される場所であって、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがあり、かつ、政令別表第 1 (2) 項（飲酒を伴うものに限る。）及び(3) 項に掲げる用途に供される部分を除く場所（以下「常時暗さが必要とされる場所」という。）

エ 主として、防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

(ア) 政令別表第 1 (5) 項ロ、(7) 項、(8) 項、(9) 項ロ及び(10) 項から(15) 項まで及び(16) 項ロ に掲げる防火対象物にあつては、通常、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等以外の者が存しない部分

(イ) 政令別表第 1 (1) 項から(4) 項、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ、(16 の 2) 項及び(16 の 3) 項に掲げる防火対象物にあつては、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等のみが使用し、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない部分

(ウ) 常時施錠されている電気室、機械室、倉庫等

オ 省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ニに掲げる場所で常時開放されている部分

(2) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯については、常時点灯することを要しない。

(3) 消灯できる期間

ア (1). アに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、無人状態に限るものであること。

イ (1). イに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、有効外光状態に限るもの

であること。

ウ (1). ウに掲げる消灯対象場所の消灯できる期間は、通常の使用状態において特に暗さが要求され、かつ、誘導灯の点灯が、当該部分の使用目的の障害になるおそれがある場合に限るものであること。

(ア) 常時暗さが必要とされる場所における消灯は、営業時間内であること。なお、清掃、点検等のために人が存する場合には、消灯はできない。

(イ) 一定時間継続して暗さが必要とされる場所における消灯は、映画館及び劇場における上演中等当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。

(ウ) 一次的（数分程度）に暗さが必要とされる場所における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。

(4) 消灯及び点灯方法

ア 無人状態における消灯は、原則として信号装置を用い、手動で一括消灯し、自動火災報知設備の火災信号及び手動信号により点灯すること。ただし、自動火災報知設備の設置がなく、かつ、警備員、宿直者等がない防火対象物では、信号装置に接続した施錠連動点滅器又は照明器具連動点滅器の操作と連動して点灯すること。

イ 有効外光状態における消灯は、原則として信号装置を用い、光電式自動点滅器による自動点滅とし、かつ、自動火災報知設備の火災信号及び手動信号により点灯すること。

ウ 消灯は、前(3). ウの期間において、その都度、手動で行う方式とし、消灯及び点灯する点滅器、開閉器等は、消灯対象物を見とおせる場所又はその付近に設けること。ただし、消灯対象場所に使用されている一般の照明器具の消灯と連動し誘導灯が自動的に消灯するものにあつては、この限りでない。

点灯は、自動火災報知設備の作動と連動して誘導灯が自動的に点灯するもの（自動火災報知設備のない防火対象物を除く。）とし、かつ、次の各号のいずれかに適合するものであること。

(ア) 消灯対象場所に使用されている一般の照明器具と連動して誘導灯を消灯する場合の点灯は、当該照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。

(イ) (1). ウ. (イ)に掲げる一時消灯については、自動復帰形点滅器を用い手動操作により行うことができる。

エ (1). エに掲げる防火対象物又はその部分の消灯は、原則として信号装置を用い、手動で消灯し、かつ、自動火災報知設備の火災信号により点灯すること。ただし、(1). エ. (ウ)に掲げる部分の点灯は、アただし書きによることができるものとする。

オ (1). オに掲げる部分の消灯は、防火戸等の開閉に連動する自動点滅器等を用い、当該防火戸等の開放時のみ消灯できるものであること。

カ 階段又は傾斜路の誘導灯については、自動点滅器又は手動点滅器等により消灯及び点灯することができること。

(5) 接続方法

接続方法等は、別記 1 「連動式誘導灯設備」の基準によること。

(6) 消灯時の留意事項

(3). ウの期間において、消灯を行う場合には、誘導灯が消灯されること、火災の際には誘導灯が点灯すること及び非常口の位置等避難の方法について掲示しておくか又はあらかじめ放送等により、在館者に説明すること。◆

7 電源及び配線

- (1) 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。
- (2) 電源の開閉器には、誘導灯用のものである表示をすること。
- (3) 誘導灯の非常電源（別置形のものに限る。）及びその配線は、第 4 章第 2 節第 2 「非常電源」の例によること。
- (4) 非常電源は、直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に 20 分間作動できる容量以上とすること。ただし、次に掲げる防火対象物で、省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直通階段に設ける誘導灯にあつては、60 分間（20 分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、直交交換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）以上とすること（第 19—38 図参照）。

なお、配線や自家発電設備等の基準については、省令第 12 条第 1 項第 4 号イ、(イ)から(ニ)まで及び(ハ)、ロ、(ロ)から(ニ)まで、ハ、(イ)から(ニ)まで並びにニ、(イ)及び(ロ)並びにホの規定の例により設けること。

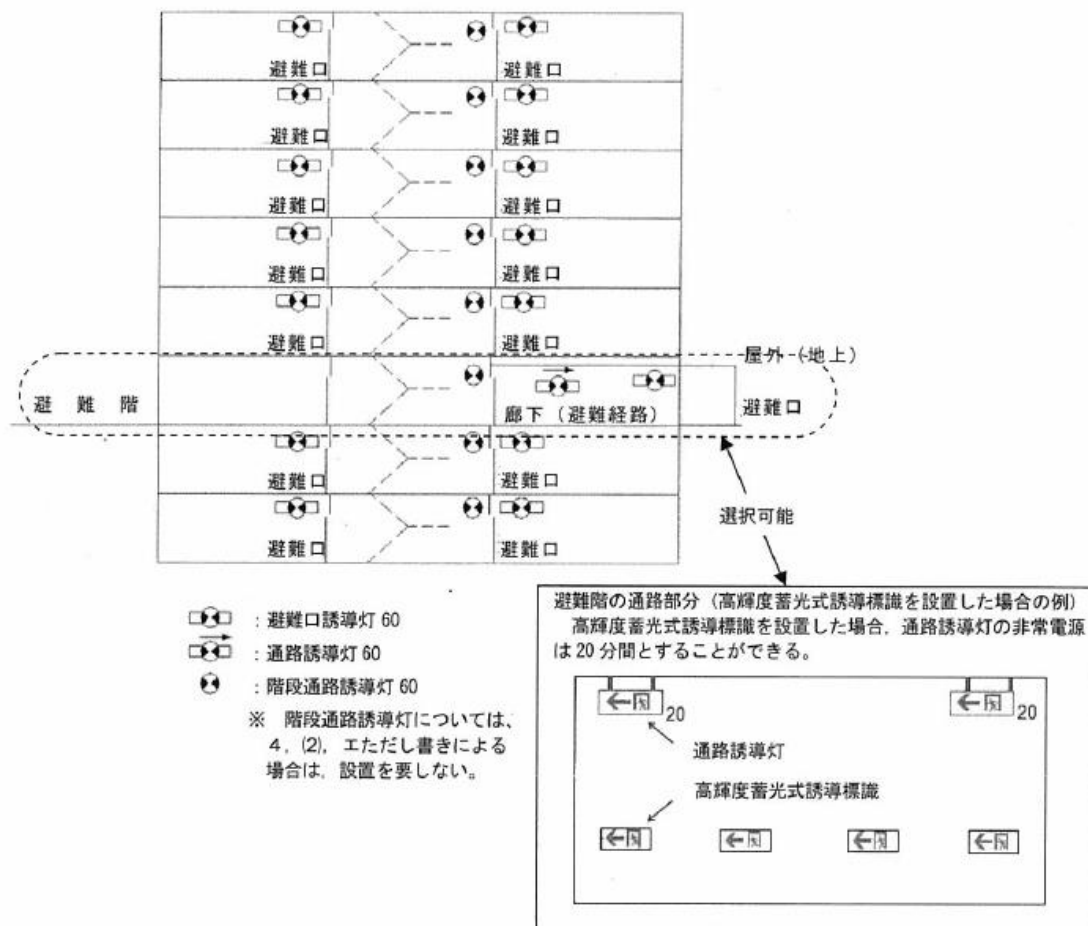
ア (ア)から(ウ)に該当する防火対象物の省令 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口、避難階の直通階段から同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直通階段に設置する誘導灯（高輝度蓄光式誘導標識を床面から 1 m 以下に有効に設置した場合は、その部分の通路誘導灯を除く。イにおいては条則 11 条の 2 の 4 により設置した避難方向明示物を含む。）

(ア) 政令別表第 1 (1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で延べ面積 50,000 m²以上

(イ) 政令別表第 1 (1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で地階を除く階数が 15 以上あり、かつ、延べ面積 30,000 m²以上

(ウ) 政令別表第 1 (16 の 2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積 1,000 m²以上

イ 政令別表 1 (10)項又は(16)項（(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）の防火対象物で、延べ面積消防総監が避難上必要があると認めて指定するもの



第 19-38 図 非常電源容量を 60 分間以上とする誘導灯の設置例

- (5) 前(4). アにおいて高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合は、アからウによること。なお、高輝度蓄光式誘導標識の設置をもって、当該箇所を設置する通路誘導灯を免除することはできない。
- ア 高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度は、次のいずれかによること。
- (ア) 停電時により通常の照明が消灯してから 60 分間経過した後の高輝度蓄光誘導標識の表示面において、75 ミリカンデラ毎平方メートル以上の輝度となる照度であること。
- (イ) 設置場所における照明器具が蛍光灯である場合、高輝度蓄光誘導標識（認定品 S 級に限る。）の設置箇所における照度は 200 ルクス以上であること。
- イ 床面又はその直近に設ける高輝度蓄光式誘導標識は、5.(3).イ.(イ). b によること。
- ウ 光を発する帯状の標示等を用いた誘導標示は、5.(3).イ.(イ). d の例によることとし、停電時により通常照明が消灯してからの時間を 60 分経過した後とする。
- (6) 非常電源を別置形の蓄電池設備又は自家発電設備とする誘導灯の常用（非常用）電源回路には、一般の負荷設備の地絡（漏電）により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (7) 常用電源からの専用回路は、2 以上の階（小規模の防火対象物を除く。）にわたらないこと。ただし、(4)のただし書きに定める誘導灯及び通路誘導灯にあっては、各階段系統ごととすることができる。◆
- (8) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則として誘導灯回路を分岐している分電盤、配電盤又は誘導灯器具内とすること。ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電池設備を用いるものにあつては、これによらないことができる。◆

8 総合操作盤

- (1) 総合操作盤は、省令第 28 条の 3 第 4 項第 12 号により設けられているほか、第 2. 「防災センター」により設けられていること。

別記 1

連動式誘導灯設置基準

1 用語

- (1) 連動式誘導灯設備とは、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯、点滅形誘導音装置付誘導灯、消灯方式誘導灯及び付加装置により構成されるものをいう。
- (2) 受信機とは、自動火災報知設備の受信機をいう。
- (3) 移報用装置とは、受信機からの火災信号を信号装置に移報する装置をいう。
- (4) 連動開閉器とは、信号装置等からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器をいう。
- (5) 光電式自動点滅器とは、自然光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。
- (6) 施錠連動点滅器とは、出入口扉の施錠と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (7) 照明器具連動点滅器とは、照明器具の点灯と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (8) 連動装置とは、総合操作盤と信号装置等を連動し、総合操作盤から誘導灯の各種操作及び誘導灯の各種状態を監視するのに必要な信号変換を行うものをいう。

2 種類

- (1) 連動式誘導灯設備は、次表の組合せにより構成されるものであること。

機 器		点滅形誘導灯	誘導音装置付誘導灯	点滅形誘導音装置付誘導灯	消灯方式誘導灯	受信機 (移報装置を含む)	信号装置	連動開閉器	自動点滅器 ※ 1	施錠連動点滅器又は 照明器具連動点滅器 ※ 2	煙感知器	連動装置
		設 備										
点滅形誘導灯設備		◎				◎	◎	○			○	○
誘導音装置付誘導灯設備			◎			◎	◎	○			○	○
点滅形誘導音装置付誘導灯設備				◎		◎	◎	○			○	○
誘 導 灯 方 式 誘 導 灯 設 備	居室・廊下等	○	○	○	◎	○	◎	◎	○	○		○
	屋外階段等				◎	○	○	○	◎			○
	遊園地・劇場・映画館・集会場 等の対象場所				◎	◎	◎	◎		◎		○
	専ら関係者が存する場所等				◎	◎	◎	○				○

(注) ◎：設置を必要とするもの

○：必要に応じて設置するもの

※ 1 屋外階段に設けるものは、光電式自動点滅器、省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ニの箇所に設けるものは、扉等の開閉に連動する点滅器とすること。

※ 2 照明器具連動点滅器は、居室・廊下等用又は劇場・映画館等用のいずれかに設けることができるものであること。

- (2) 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備又は点滅形誘導音装置付誘導灯設備は、それぞれ消灯方式誘導灯設備と併用することができる。

3 機器接続要領

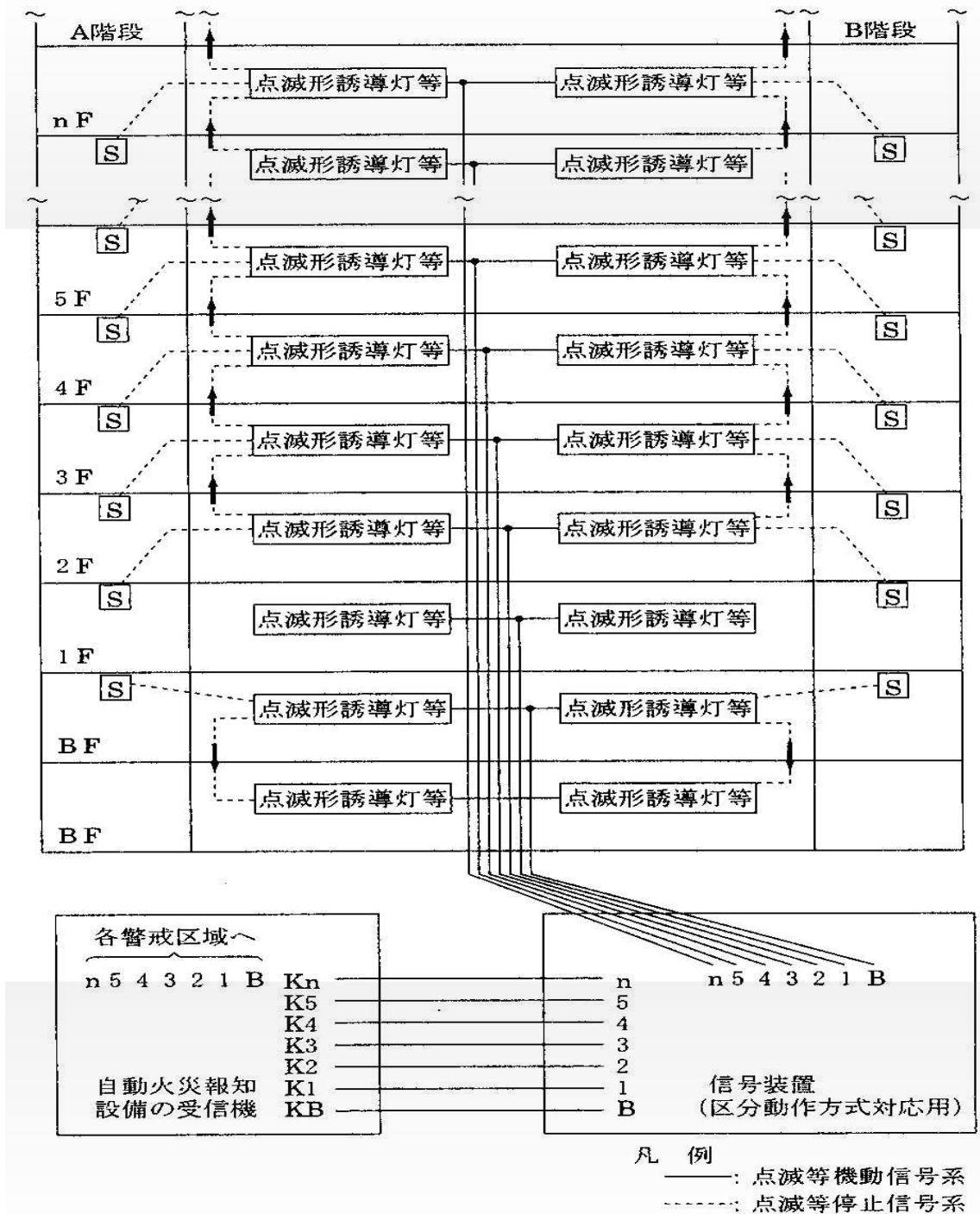
- (1) 連動式誘導灯設備における各機器の接続は、別添第 2 図の例によること。ただし、信号装置等を設けることを要しない場合にあつては、別添第 3 図の例によること。

- (2) 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備及び点滅形誘導音装置付誘導灯設備の各機器の接続は、前(1)の例によるほか別添第 3 図の例によること。ただし、区分動作方式とする場合で、区分動作等の機能が確実に動作し、かつ、自動火災報知設備等、他の機器に影響を与えないように構成されている場合は、この例によらないことができる。
- (3) 受信機及び信号装置
- ア 移報用装置を用いる場合、受信機及び信号装置との接続方法は、別添第 4 図の例によること。
- イ 受信機から信号装置（移報用装置を経由する場合又は前(2)ただし書による場合で、信号装置に替わる装置を用いる場合を含む。）までの配線は、省令第 12 条第 1 項第 5 号の例によること。ただし、受信機と同一の室に設けられている場合にあつては、この限りでない。
- (4) 信号装置と誘導灯間の回路（以下「信号回路」という。）の配線は、次によること。
- ア 信号回路に常時電圧が印加されない方式とした場合の配線は、省令第 12 条第 1 項第 5 号の例によること。
- イ 信号回路には、他の機器を接続しないこと。
- (5) 連動式誘導灯設備に内蔵する非常電源には、原則として 3 線式配線により常時電源が供給されていること。
- (6) 省令第 28 条の 3 第 4 項第 12 号に基づき監視、操作等を行う総合操作盤の設置を要する対象物において連動式誘導灯設備（自動火災報知設備と連動しているものに限る。）を設置する場合、第 2. 「防災センター等の指導指針」によるほか信号装置等及び総合操作盤と連動装置との間の回路（以下「連動回路」という。）の配線は、次によること。ただし、総合操作盤が設置されている防災センターと同室に信号装置が設けられ、当該信号装置等と総合操作盤との連動を要しない場合、信号装置が総合操作盤内に設置されている場合又は信号装置等及び総合操作盤が直接接続できる場合、信号装置の例により行うこと。
- ア 連動回路の配線は、省令第 12 条第 1 項第 5 号の例によること。ただし、同一の室に設けられている装置間の接続にあつては、この限りでない。
- イ 連動回路には、他の機器を接続しないこと。

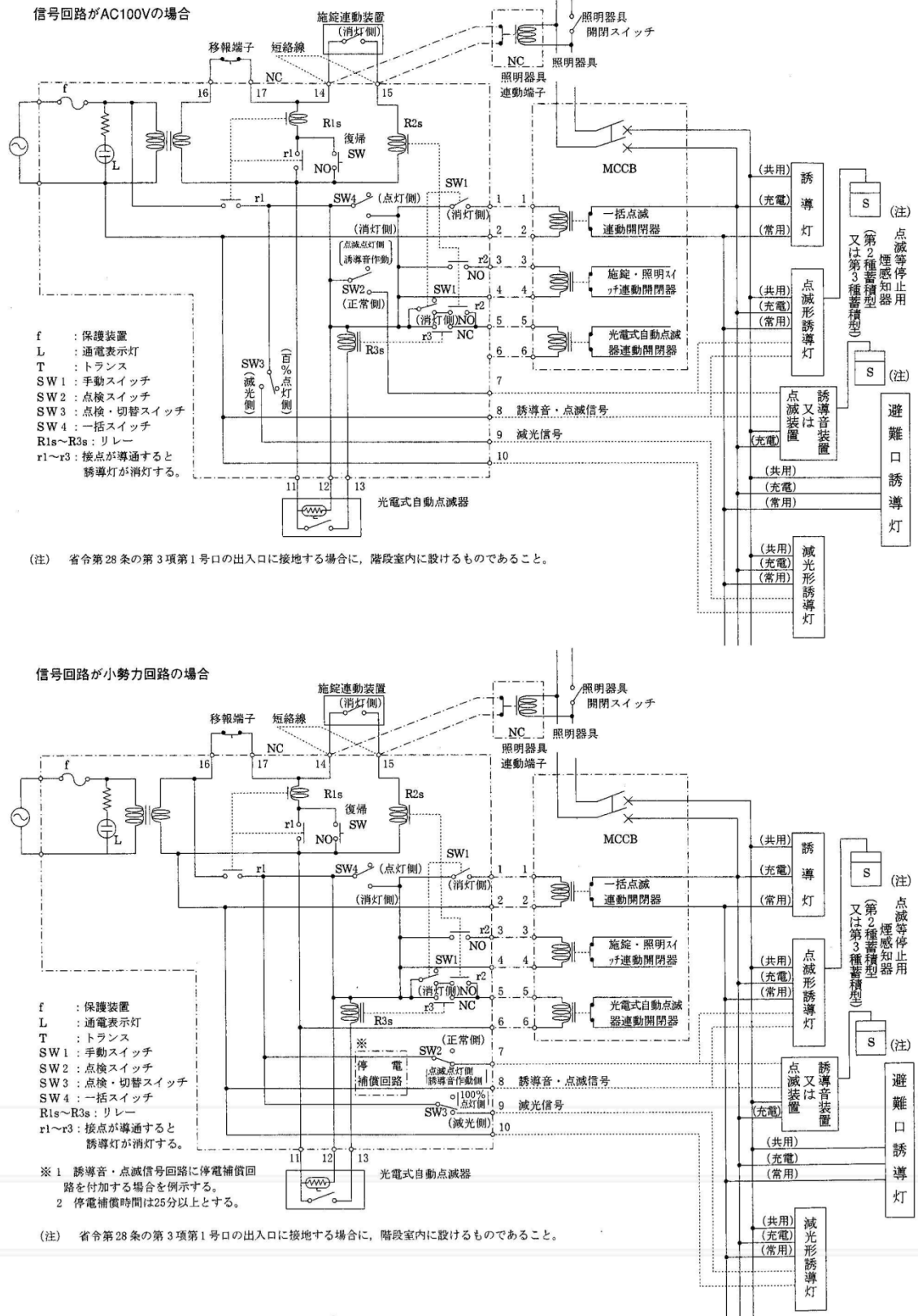
4 機器設置要領

- (1) 信号装置等（区分動作方式とする場合で、信号装置に替わる装置を用いる場合を含む。）を設置する場合は、次によること。
- ア 信号装置は、原則として受信機と同一の室に設けること。ただし、劇場、映画館等の対象場所専用に設ける場合は、この限りでない。
- イ 誘導灯を消灯する場合に使用する信号装置の設置箇所直近に、次の事項を表示すること。
- (ア) 誘導灯信号装置である旨
- (イ) 消灯条件
- (ウ) 連動開閉器等の種別
- (エ) 操作責任者又は管理者
- ウ 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備及び点滅形誘導音装置付誘導灯設備の信号装置設置箇所直近に次の事項を表示すること。
- (ア) 誘導灯用信号装置である旨
- (イ) 点滅又は誘導音等の停止及び復旧操作要領
- (2) 移報用装置を設置する場合は、次によること。
- ア 移報用装置は、受信機に移報用端子がない場合又は受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合に設けること。

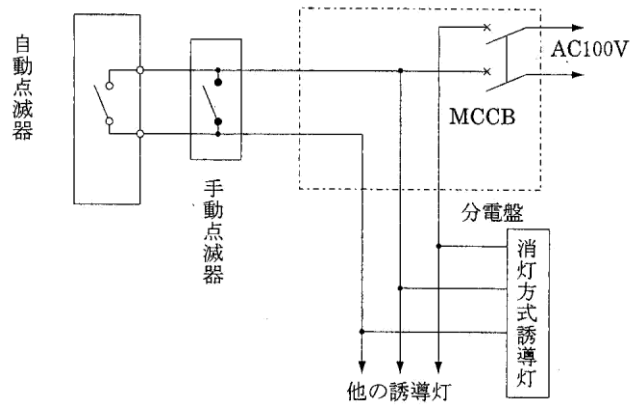
- イ 移報用装置は受信機の直近で点検の容易な場所に設けること。
 - ウ 受信機から移報を停止した場合、その状況が容易に判明できるように、受信機のスイッチ又は表示窓の部分に「停止中」である旨の表示をすること。
 - エ 移報用装置を接続することにより、受信機の電源等に支障をきたさないこと。
 - オ 移報用装置には、「誘導灯用移報装置」である旨の表示をすること。
 - カ 受信機内の移報用端子には、誘導灯用である旨の表示をすること。
 - キ 信号装置を移報用装置に接続する場合は、別添第 5 図に示す C 及び NC（ブレーク接点）端子に接続すること。
- (3) 外付け形の点滅装置又は誘導音装置にあつては、誘導灯から 1 m 以内に設けること。
- (4) 消灯方式誘導灯設備の連動開閉器は、次によること。
- ア 連動開閉器
 - (ア) 構造は、JIS 等の規定に適合したもので開閉に十分耐える容量のものであること。
 - (イ) 誘導灯の専用電源回路を分岐した分電盤等に収納すること。
 - (ウ) 接点容量は負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有するものであること。
 - (エ) 連動開閉器の二次側回路は、消灯信号時において開回路となるものであること。
 - (オ) 連動開閉器の直近には、誘導灯の消灯用連動開閉器である旨の表示をすること。
 - イ 光電式自動点滅器
 - (ア) 構造は、JIS C 8369（光電式自動点滅器）に適合するものであること。
 - (イ) 検出部が自然光以外の強い光を受けたり、樹木や建築物などの陰にならない場所に設けること。
 - (ウ) 光電式自動点滅器の直近には、ア．(オ)の例により必要事項を表示すること。
 - ウ 施錠連動点滅器
 - (ア) 施錠連動回路は、施錠時において閉回路となるものであること。
 - (イ) 複数の施錠連動点滅器を用いる場合は、それぞれ直列に接続すること。
 - (ウ) 施錠連動点滅器の直近には、ア．(オ)の例により必要事項を表示すること。
 - エ 照明器具連動点滅器
 - (ア) 照明器具連動点滅器は、誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分が使用される場合、必ず点灯される照明器具の点灯と連動するものであること。
 - (イ) 照明器具連動点滅器は、(ア)の照明器具消灯時、照明器具連動回路が開回路となるものであること。
 - (ウ) 複数の照明器具連動点滅器を用いる場合は、それぞれの点滅器を直列に接続すること。
 - (エ) 照明器具連動点滅器の直近には、ア．(オ)の例により必要事項を表示すること。
- (5) 連動装置は、次によること。
- 連動装置は、原則として操作盤等又は信号装置等と同一の室に設け、設置箇所直近に次の事項を表示すること。
- ア 誘導灯連動装置である旨
 - イ 連動装置の操作要領（操作の必要のないものを除く。）



別添 第 1 図 点滅等の停止専用煙感知器の設置例

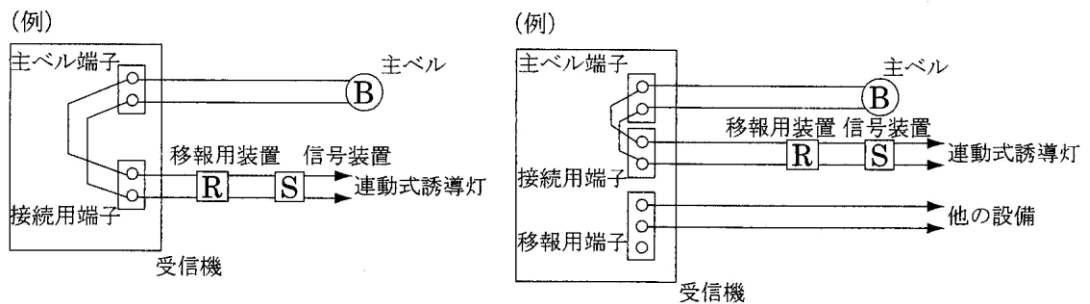


第 2 図 機器接続図の例



第 3 図 屋外階段等における消灯方式

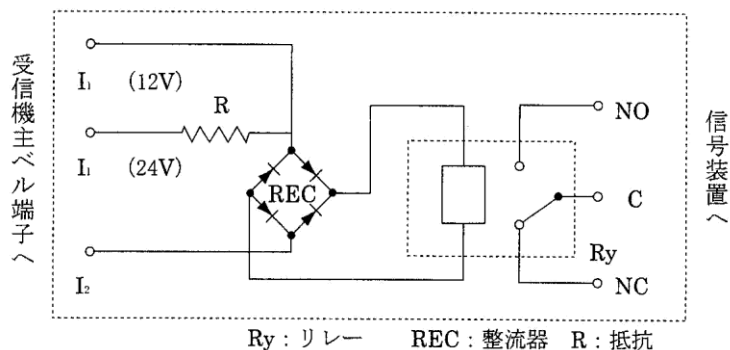
- 1 屋外階段に設ける場合の自動点滅器は、光電式のものとする。
- 2 省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ニの箇所に設ける場合の自動点滅器は、扉等の開閉に連動する点滅器とすること。
- 3 誘導灯の負荷容量に応じ、連動開閉器を設けること。
- 4 手動点灯又は点検のため、手動点滅器を設けることができる。



受信機に移報用端子が設けられていない場合

受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備が接続されている場合

第 4 図 移報用を用いる場合の接続図



第 5 図 移報用装置の回路図